

日行連発第1191号
令和3年11月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部

部長 村山 豪彦

宗教法人の登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（周知）

文化庁において、電子情報処理組織等を使用して登記事項に係る情報を入手・参照することが可能となったため、文部科学大臣所轄宗教法人については、令和3年10月1日から、宗教法人法第9条に基づく登記に関する届出について、登記事項証明書の添付を要しないこととするとともに、電子メールで登記に関する届出を行うことを可能としたことが案内されておりますのでお知らせいたします。詳細は、文化庁ホームページをご覧ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【文化庁ホームページ】

- ・所轄庁への届出に必要な様式

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/yoshiki.html>

- ・登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（令和3年9月15日事務連絡）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/93374401_01.pdf

以上